取引先へのアドバイスのために押さえておきたい

費税増税と特別措置法の

ここでは、転嫁対策特別措置法や経過措置、投 資減税など、取引先中小企業へのアドバイスに必 須の消費税増税に関わる各種制度等を解説する。

竹内心作 佐藤正明

りの増税とあって、

消費者はもと

率変更に関する事務作業を経験し た社員がいるか」 たデータによると「平成9年の税 振興センターの経済調査室が調べ 公益財団法人大阪市都市型産業 という問いに対

なものになると予想される。

より中小企業への影響はより

A

される。平成9年から実に17年ぶ 消費税率引上げが実施 年半の短期間に二度の 平成26年4月から1

を参照してほしい。



取引先の中小企業に どんな影響を及ぼすの?

消費税の増税は

なら、

資金繰りが逼迫し中長期の

べてを吸収することになろうもの げ分をスムーズに転嫁できず、

事業計画についても見直す必要が

費税増税のポイントをアドバイス 営者に対しては、渉外担当者が消

しよう。そして優先順位をつけ

て、適切に対応できるようサポ

することが必要だ。

が特別措置法を整備しているの 出てくる。この問題については国

詳細については以下のQ&A

ない問題となるのが、販売先への

まず経営の根幹を揺るがしかね

なしで始まることになる。

十分な対応策のないまま、待った

る。また、

前出の経済調査室に寄

の入替えや帳票の変更が必要とな

価格転嫁だろう。

消費税率の引上

す

理の複雑化が課題になりそうだ。

これらの対策に追われ戸惑う経

作成」が挙げられている。

経理処

業にとって、

今回の消費税増税は

とどまっている。

大多数の中

小企

ある」と回答した経営者は3%に

して「いる、

あるいはノウハウが

設備投資の冷え込みも 増税後には買い控えや

揺り戻しとして、 えや設備投資の冷え込みの可能性 ら戻しとして、消費者の買い控経済環境の変化では、増税前の

POINT

●中小企業には、過去に税率変更に

● 消費税増税分を価格転嫁できない

買い控えや設備投資の冷え込みに

よる売上減少が懸念される

と資金繰りが逼迫する

関する事務作業を経験した社員が

がある。中小企業にとっては売上

少ない

販管費などを削減し利益を捻出せ ないようにすることが重要だ。 ねばならない。企業体力を損なわ げの減少を余儀なくされるため、

が適切に消費税を転嫁できるよう 定に係る共同行為並びに価格の表 費税の転嫁および表示の方法の を確保するため、特定事業者によ 内容となっている。 にするための法律である。 め、所要の法整備を行うもの」と 示について特別の措置を講じるた 速かつ効果的に是正し、 る消費税の転嫁拒否等の行為を迅 し、消費税の円滑かつ適正な転嫁 27年10月の消費税率の引上げに際 いうことだ。要するに、中小企業 曰く「平成26年4月および平成 中小企業にとって大変心強い また、 決

消費税増税分をスムーズに

撃となってしまう。

以前、原油や金属などの素材価

者の負担となり、

経営に大きな打

ため、転嫁できなかった分は事業 費税の納税義務者は事業者である できないケースも想定される。 原因としてスムーズな価格転嫁が おいては取引先との力関係などを

消

しかしながら、

実際の商取引に

価格転嫁できるよう

特別措置法があると

聞いたけど?

安心させるためにも、同法が中小 格の表示方法を定めているほか、 が遵守する項目として、 とをしっかり押さえておこう。 ために整備されたものだというこ 企業の価格転嫁をスムーズにする 転嫁対策特別措置法は、事業者 渉外担当者は取引先の経営者を 広告や価

POINT

るべきものである

ながら最終的には消費者が負担す

時限立法であるが、

公正取引委員

同法は平成29年3月31日までの

し、設定後は事業者の努力に任せ 項を詳細に明記している。しか 消費税の転嫁拒否に関する禁止事

会が定めた法律の目的を確認する

に描いた餅になりかねない

いうスタンスでは、

同法が絵

それぞれ価格に転嫁され

する各取引段階で課税されるもの 売りなどサプライチェーンを構成

る。

平成25年10月1日から施行して

(転嫁対策特別措置法)」を

する行為の是正等に関する特別措 確保のための消費税の転嫁を阻害

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の

国はこのような状況を考慮して

に関する問題である。

そもそも消費税は製造、卸・小

な影響を及ぼすのが「価格転嫁」 とになるが、最も企業経営に大き

A

費税の増税は中小企業 へ様々な対策を迫るこ

前述したように、

消

中小企業の強い味方となる 転嫁対策特別措置法は ってより深刻な課題となる

の成否は、

すべての中小企業にと

った。今回の増税による価格転嫁 分を吸収せざるを得ない状況に陥 のときも多くの中小企業は値上げ 格が高騰した時期があったが、そ

- ●過去の消費税増税や、原材料の高 騰時には値上げ分を中小企業が負 担する場合も多かった
- ●中小企業が円滑に増税分を価格転 嫁できるよう法律が定められた
- 転嫁対策特別措置法は、平成29年 3月31日までの時限立法である

当者が国の施策を的確にアド ①国民に対して消費税の負担を求 る好機になるだろう。 スできれば、 る経営者も多いだろうが、 も引き上げられるため不安を感じ 整えるということだ。 る。中小企業の円滑な価格転嫁を ための万全な態勢の整備 万全の措置、③調査・監視を行う 為を通報した者の保護等に関する めるという広報の徹底、 者に約束している。具体的には、 短期間のうちに消費税率が二度 トするために、 信頼関係を構築でき 国が環境を ②違反行 渉外担 であ

そこで国は、三つの責務を事業

15 近代セールス 2014・4月1日号

そうな事務作業として「5%・8

せられた中で、最も手間がかかり

%・10%の混在期間の処理規定の

短期間で段階的に税率が引き上げ

さらに現場への影響も大きい。

られるために、会計処理システム